

尾張旭市国民保護協議会会議録

1 日時

平成22年2月19日（金）

開始 午後2時35分

終了 午後3時

2 場所

尾張旭市役所 3階 講堂1

3 出席委員

市長、守山警察署長(代理)、副市長、教育長、消防長、消防団長、中部電力(株)旭名東営業所長、東邦瓦斯(株)瀬戸営業所長、N T T西日本一東海 名古屋設備サービスセンター所長、愛知県エルピーガス協会瀬戸旭分会代表、尾張建設事務所長（代理）、瀬戸旭医師会代表、尾張旭市歯科医師会長、自治連合協議会代表、尾張旭市土木業協会理事長、尾張旭市建築業協会会長、尾張旭市管工事業協同組合代表理事、日赤尾張旭市地区奉仕団代表、尾張旭市婦人消防クラブ会長、瀬戸旭長久手薬剤師会代表 20名

4 欠席委員 都市整備部長、瀬戸保健所長 2名

5 傍聴者 0名

6 事務局出席職員

市民生活部長 酒井 敏幸 安全安心課長 日比野 茂
安全安心課防災係長 三浦 明 安全安心課主査 小久保俊幸

7 議題等

(1) 尾張旭市国民保護計画の変更について

(2) その他

8 議事

<p>市民生活部長</p>	<p>それでは、ただいまから尾張旭市国民保護協議会を開会させていただきます。</p> <p>防災会議に引き続き、議事に入るまでの間、私、酒井が進行を務めさせていただきます。</p> <p>それでは、はじめに本協議会の会長であります市長からあいさつを申し上げます。</p>
<p>市 長</p>	<p>本日は、委員の皆様には、お忙しい中、防災会議に引き続きご出席いただきましてありがとうございます。</p> <p>さて、本市の国民保護協議会は、平成18年度に尾張旭市国民保護計画を策定して以来の開催でございます。</p> <p>国民保護計画につきましては、変更が必要な場合は、協議会の意見を頂くこととされておりますので、今回、皆様にお集まりいただいた次第でございます。</p> <p>つきましては、委員の皆様のご意見を頂戴し、ご答申をいただければと存じます。</p> <p>よろしくお願いを申しあげまして挨拶とさせていただきます。</p>
<p>市民生活部長</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、会長の方で議事の進行をお願いします。</p>
<p>市 長</p>	<p>ただいまの出席委員は、20名であります。</p> <p>尾張旭市国民保護協議会条例第4条第2項による定足数に達しておりますので、これより議事に入らせていただきます。</p> <p>本日の議題は、尾張旭市国民保護計画の変更についてであります。</p> <p>ではまず、尾張旭市国民保護計画の変更について、事務局より説明をお願いします。</p>
<p>安全安心課長</p>	<p>それでは、お手元の資料に基づきまして、ご説明をさせていただきます。</p> <p>最初に尾張旭市国民保護計画の変更について（諮問）をご覧ください。これは国民保護計画の変更について、市長から当協議会の意見を求めます諮問書でございます。この諮問に対しご審議いただき、答申書提出することになります。</p> <p>では、尾張旭市国民保護計画平成21年改定案と尾張旭市国民保護計画新旧対照表が付けてございますが、新旧対照表により修正箇所の概要説明させていただきます。</p> <p>今回の変更は、平成19年3月の策定以来初めての修正で、大きな修正項目は、安否情報システムと国・県の現地対策本部についての追加記述でございます。</p>

最初に安否情報システムについてでございます。4 ページをご覧ください。上段の3 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備に(1) 安否情報システムの利用として、市は、県と連携し、総務省消防庁が運用する安否情報の円滑な収集及び提供を行うシステム、安否情報システムを利用した安否情報の収集、整理及び提供が円滑に行われるよう、必要な体制の整備を図る。として安否情報システムの運用開始のための追加記述をしております。

このシステムの内容は、6 ページの第 6 章安否情報の収集・提供をご覧ください。

最初に、四角で囲んだ中にシステムの目的が記載してございます。避難住民および武力攻撃災害により死傷した住民に係る安否情報の収集、整理、報告及び紹介に対する回答について定める。とあり、下の流れ図にございますように、左下の網掛け箇所、避難施設・関係機関等の枠に避難誘導の際の安否情報の収集、避難所における避難住民名簿等の作成が記載されます。

この情報を図の上の網掛けの部分の市長、これは、緊急時には市対策本部になるわけですが、ここで安否情報を整理し、県知事へ報告します。

県は県内市町村の情報を収集し、総務大臣へ報告します。消防庁で県からの情報を整理し、国民から武力攻撃等災害による安否情報の紹介があった場合には、市、県、国レベルのどこでもいつでも回答できるように安否情報システムでネットワークを作るもので、システムは国により既に出来あがっており、本市におきましても国民保護計画の中に明記するものでございます。

これに伴い、下段の2 県に対する報告の文章中に、市は県への報告にはこの安否情報システムを利用する旨を追加記述しております。

もう 1 点は、5 ページに戻っていただきまして1 国・県の対策本部との連携の(2) 国・県の現地対策本部との連携の中に、市内の武力攻撃災害が大規模な場合には国・県の現地対策本部が設置される場合がありますが、本部で開催されます武力攻撃事態等合同対策協議会に市対策本部長以下が出席する旨を追加記述しております。

このほか、1 ページになりますが、国民保護計画の内容にかかわらない網掛け部分で、市域面積、最新気候の修正や組織変更による組織名の違い等は、軽易な変更として、修正をさせていただいておりますのでよろしく願いいたします。

なお、この改定につきましては県との事前協議が終わっており、本協議会の答申を受けまして、県への本申請をいたします。

以上、尾張旭市国民保護計画の概要につきまして、ご説明いたしました。

詳細につきましては、尾張旭市国民保護計画(案)を参考にしていただきたいと思います。

市 長

ただいまの事務局の説明につきまして、ご意見、ご質問などがあればお受けいたします。

	(意見・質問なし)
市長	<p>よろしいですか。</p> <p>ご意見、ご質問もないようですので、ただいま説明いたしました国民保護計画案を原案どおり決することについて、ご異議ございませんか。</p>
	(異議なしの声あり)
市長	<p>ありがとうございます。</p> <p>ご異議なしと認めますので、当協議会としてこの計画(案)を適当なものとして認め、承認することとします。</p> <p>次に答申書(案)について、ただいまから事務局より配付させていただきます。</p> <p>お手元に答申書は行き渡りましたでしょうか。</p> <p>それでは、確認のため事務局から答申書(案)について読み上げさせていただきます。</p>
安全安心課長	<p>それでは、答申案に付きまして、読み上げさせていただきます。</p> <p>平成22年2月19日、尾張旭市長谷口幸治殿、尾張旭市国民保護協議会会長谷口幸治、尾張旭市国民保護計画の変更について(答申)、平成22年2月19日付け21安第170号で諮問のありました標記の件につきましては、尾張旭市国民保護協議会で審議の結果、変更案のとおりとすることに異存ありません。</p>
市長	<p>ただ今の答申書(案)につきまして、ご意見がありますでしょうか。</p> <p>特にご意見がなければ、答申書(案)のとおりということでご異議ございませんでしょうか。</p>
	(異議なし)
市長	<p>ご異議なしと認めます。当協議会として本(案)のとおり答申させていただきます。</p> <p>その他としてあれば事務局より説明をお願いします</p>
安全安心課長	<p>今後の予定ですが、本日、尾張旭市国民保護計画の答申をいただきましたので、この答申に基づき、県と正式協議を行い、市国民保</p>

	<p>護計画を決定いたします。決定後、市議会に計画策定の報告を行い、市民の皆様へ公表をさせていただくこととなります。</p> <p>以上が今後の策定への予定となりますのでよろしくお願い致します。</p>
市長	<p>以上で、本日予定しておりました議題等は終了しました。</p> <p>ご協力誠にありがとうございました。</p>
市民生活部長	<p>慎重にご審議賜りありがとうございました。これもちまして、尾張旭市国民保護協議会を終了させていただきます。</p>